

(外交防衛委員会)

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改

正する法律案（閣法第六号）（衆議院送付）要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、在ナイロビ国際機関日本政府代表部を新設するとともに、同政府代表部に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める。
- 二、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する。
- 三、在外公館に勤務する外務公務員の子女教育手当の小学校に係る加算額の限度の適用対象年齢を引き下げる。
- 四、在外公館に勤務する外務公務員の在勤手当の月額を規定する通貨を改定する。
- 五、この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、在ナイロビ国際機関日本政府代表部の新設に係る部分は、政令で定める日から施行する。